

(様式例第11)



J A 徳厚本発第 553 号
令和 6 年 10 月 2 日

徳島県知事
後藤田 正純 殿

住 所 徳島県徳島市北佐古一番町5番12号
申請者 徳島県厚生農業協同組合連合会
氏 名 代表理事理事長 板東 正人

阿南医療センターの地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒770-0011 徳島県徳島市北佐古一番町5番12号
氏名	徳島県厚生農業協同組合連合会

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

阿南医療センター

3 所在の場所

〒774-0045 徳島県阿南市宝田町川原6番地1	電話 (0884) 28 - 7777
------------------------------	-----------------------

4 病床数

回復期リハビリテーション病棟	地域包括ケア病棟	緩和ケア病棟	療養病床	一般病床	合計
40床	0床	15床	0床	343床	398床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 人工呼吸器 セントラルモニター ベッドサイドモニター 半自動除細動器ペーシング付 心電計 病床数10床
化学検査室	(主な設備) 日立自動分析装置 インバータ・テーブルトップ遠心機(マイクロプロセッサ制御) 免疫発光測定装置 生物顕微鏡(対物レンズ10倍・40倍) 全自動グルコース測定装置 全自動グリコヘモグロビン測定装置 全自動輸血検査装置
細菌検査室	(主な設備) 同定/感受性パネル自動測定装置システム システム生物顕微鏡 全自動血液培養・抗酸菌培養装置 高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ) システム生物顕微鏡
病理検査室	(主な設備) 凍結組織切片作製装置 密閉式自動固定包埋装置 パラフィン包埋ブロック作製装置(ティッシュテック) 病理顕微鏡デジタルカメラシステム サクラ自動染色装置(排気ユニット付) 臓器標本保存用特殊真空包装機[ベアロパック]
病理解剖室	(主な設備) 解剖台 臓器重量測定器 無影灯
研究室	(主な設備) 会議机 椅子 テレビ
講義室	室数 1 室 収容定員 100 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 1,000 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	D I 室(スタッフ室と共用)

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率		101.7%	算定 期間	R 5 年 4 月 1 日～ R 6 年 3 月 31 日	
地域医療支援病院 逆紹介率		85.0%			
算出 根拠	A：紹介患者の数			6,299人	
	B：初診患者の数			6,194人	
	C：逆紹介患者の数			5,266人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

地域医療支援病院紹介率令和5年度

令和5年4月～令和6年3月

	初診患者	内時間外	時間内救急	要件初診患者	紹介患者	紹介率
	(A)	(B)	(C)	A-(B+C) (D)	(E)	(E)/(D)
令和5年4月	623	123	35	465	553	118.9
5月	698	130	45	523	530	101.3
6月	689	135	46	508	597	117.5
7月	808	193	47	568	514	90.5
8月	929	226	63	640	520	81.3
9月	716	159	44	513	498	97.1
10月	779	147	43	589	499	84.7
11月	742	177	70	495	510	103.0
12月	800	200	100	500	528	105.6
令和6年1月	800	244	92	464	538	115.9
2月	651	118	46	487	507	104.1
3月	617	128	47	442	505	114.3
合計	8,852	1,980	678	6,194	6,299	101.7

$$\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 = \text{紹介率}$$

地域医療支援病院逆紹介率令和5年度

令和5年4月～令和6年3月

	初診患者	逆紹介患者	逆紹介率
令和5年4月	465	428	92.0
5月	523	438	83.7
6月	508	445	87.6
7月	568	385	67.8
8月	640	432	67.5
9月	513	437	85.2
10月	589	354	60.1
11月	495	427	86.3
12月	500	506	101.2
令和6年1月	464	467	100.6
2月	487	465	95.5
3月	442	482	109.0
合計	6,194	5,266	85.0

$$\frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 = \text{逆紹介率}$$

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 非専従	36.25	
2	医師		常勤 非専従	36.25	
3	医師		常勤 非専従	36.25	
4	医師		常勤 非専従	36.25	
5	医師		常勤 非専従	36.25	
6	医師		常勤 非専従	36.25	
7	医師		常勤 非専従	36.25	
8	医師		常勤 非専従	36.25	
9	医師		常勤 非専従	36.25	
10	医師		常勤 非専従	36.25	
11	医師		常勤 非専従	36.25	
12	医師		常勤 非専従	36.25	
13	医師		常勤 非専従	36.25	
14	医師		常勤 非専従	36.25	
15	医師		常勤 非専従	36.25	
16	医師		常勤 非専従	36.25	
17	医師		常勤 非専従	36.25	
18	医師		常勤 非専従	36.25	
19	医師		常勤 非専従	36.25	
20	医師		常勤 非専従	36.25	
21	医師		常勤 非専従	36.25	
22	医師		常勤 非専従	36.25	
23	医師		常勤 非専従	36.25	
24	医師		常勤 非専従	36.25	
25	医師		常勤 非専従	36.25	
26	医師		常勤 非専従	36.25	
27	医師		常勤 非専従	36.25	
28	医師		常勤 非専従	36.25	
29	医師		常勤 非専従	36.25	
30	医師		常勤 非専従	36.25	
31	医師		常勤 非専従	36.25	
32	医師		常勤 非専従	36.25	
33	医師		常勤 非専従	36.25	
34	医師		常勤 非専従	36.25	
35	医師		常勤 非専従	36.25	
36	医師		常勤 非専従	36.25	
37	医師		常勤 非専従	36.25	
38	医師		常勤 非専従	36.25	
39	医師		常勤 非専従	36.25	
40	医師		常勤 非専従	36.25	
41	医師		常勤 非専従	36.25	
42	医師		非常勤 非専従	12	
43	医師		常勤 非専従	36.25	
44	医師		常勤 非専従	36.25	
45	看護師		常勤 非専従	36.25	
46	看護師		常勤 非専従	36.25	
47	看護師		常勤 非専従	36.25	
48	看護師		常勤 非専従	36.25	
49	看護師		常勤 非専従	36.25	
50	看護師		常勤 非専従	36.25	
51	看護師		常勤 非専従	36.25	

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
52	看護師		常勤	非専従	36.25	
53	看護師		常勤	非専従	36.25	
54	看護師		常勤	非専従	36.25	
55	看護師		常勤	非専従	36.25	
56	看護師		常勤	非専従	36.25	
57	看護師		常勤	非専従	36.25	
58	看護師		常勤	非専従	36.25	
59	看護師		常勤	非専従	36.25	
60	看護師		常勤	非専従	36.25	
61	看護師		常勤	非専従	36.25	
62	看護師		常勤	非専従	36.25	
63	看護師		常勤	非専従	36.25	
64	看護師		常勤	非専従	36.25	
65	看護師		常勤	非専従	36.25	
66	看護師		常勤	非専従	36.25	
67	看護師		常勤	非専従	36.25	
68	看護師		常勤	非専従	36.25	
69	看護師		常勤	非専従	36.25	
70	看護師		常勤	非専従	36.25	
71	看護師		常勤	非専従	36.25	
72	看護師		常勤	非専従	36.25	
73	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
74	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
75	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
76	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
77	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
78	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
79	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
80	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
81	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
82	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
83	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
84	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
85	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
86	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
87	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
88	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
89	薬剤師		常勤	非専従	36.25	
90	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
91	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
92	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
93	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
94	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
95	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
96	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
97	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
98	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
99	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
100	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
101	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
102	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
103	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
104	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	
105	臨床検査技師		常勤	非専従	36.25	

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備考
106	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
107	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
108	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
109	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
110	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
111	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
112	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
113	臨床検査技師		常勤 非専従	36.25	
114	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
115	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
116	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
117	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
118	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
119	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
120	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
121	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
122	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
123	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
124	放射線技師		常勤 非専従	36.25	
125	放射線技師		常勤 非専従	36.25	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10 床
専用病床	10 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急室	271.7㎡	(主な設備) 超音波診断装置、簡易人工呼吸器、生体情報モニター(セントラル)、生体情報モニター(ベッドサイド)、バイフェーシック除細動器ハートスタートXL、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡(エアウェイスコープ)、ストレッチャー	可
MR I 室	107.4㎡	(主な設備) 超電導磁気共鳴画像撮影装置	可
CT 室	53.7㎡	(主な設備) 128マルチスライスCT、救急カート、	可
手術室	312.8㎡	(主な設備) 全身麻酔装置、HD対応腹腔鏡システム、生体情報モニター、エネルギープラットフォーム電気メス	可

4 備考

救急告示病院

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,978 人 (1,363 人)
上記以外の救急患者の数	4,858 人 (1,577 人)
合計	7,836 人 (2,940 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

令和5年度救急搬入件数

2,978件

$$\frac{2,978}{112,429}$$

$$\times 1,000 = 26.5$$

$$\frac{\text{救急搬入件数}}{\text{徳島南部 I の救急医療圏人口}}$$

$$\times 1,000 \geq 2$$

令和6年4月1日現在 徳島南部 I の救急医療圏人口112,429人(2市3町)

※救急医療圏人口は徳島県統計情報より抜粋

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用医療機関延べ数	455 件
(内 開設者と直接関係がない医療機関延べ数)	(455) 件
共同利用病床利用率	11.0 %

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

別紙①のとおり

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 (有)・無
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名 :
 職 種 :

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙②のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	398 床
--------------	-------

別紙 ①

阿南医療センター 高額医療機器等共同利用規定

第1 総則

1 目的

この規定は、阿南医療センター（以下「病院」という。）の施設または医療設備を主として、徳島県南部医療圏（以下「地域」という。）の医療従事者の診療を目的とした利用のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域の医療従事者との相互研鑽を図ることを目的とする。

2 共同利用機器等

共同利用機器の対象は以下のとおりとする。

- (1) CT 撮影装置
- (2) MRI 撮影装置
- (3) マンモグラフィー
- (4) 腹部エコー
- (5) X線テレビ
- (6) 血管造影撮影装置
- (7) 内視鏡検査（GF、CF、ERCP、BF）
- (8) 体外衝撃波結石破碎装置
- (9) その他、当院病院長が必要と認めた装置

3 個人情報等に対する遵守事項

本規定に定める共同利用を利用した地域の医療機関は、共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者へ開示あるいは漏洩してはならない。また、共同利用を行う医療機関は、病院内においては地域連携室にて予約をし、院内の諸規則を遵守する。

第2 共同利用における医療機関等の登録

共同利用は、地域の医療機関が利用できる。初めて共同利用された場合には、共同利用医療機関として登録を行います。次回以降の予約や検査結果等の送付がスムーズに行えるようになります。

第3 申込み

共同利用の利用に際しては、事前に地域連携室に FAX（24 時間受信可）にて申し出て、予約を取得しなければならない。

1 医療機器共同利用申込み

- (1)「診療情報提供書」に共同利用を行う旨の記載を行い病院の地域連携室あてに FAX で送信を行う。

「予約日決定」

- ・原則 14 日以内に予定日（検査・診察）を回答する。

「共同利用申込み対応時間等」

- ・日曜・休日を除く 8:30 から 18:00 とする。

受付時間外の FAX の返信については、翌診療日扱いとする。

- (2) MRI を依頼する場合、心臓ペースメーカーや脳動脈クリップ（非チタン製）、入れ墨がある患者や閉所恐怖症の患者は、MRI 検査は受けられないことに注意する。
- (3) 病院は、予定日が決定次第、「予約票」を医療機関に送り、患者に渡すよう依頼する。
- (4) 受診当日は 1 階 地域連携窓口で受付をするが、以下のものを持参することとする。
- ① 予約票
 - ② 診療情報提供書
 - ③ 健康保険証、医療証（お持ちの方のみ）
 - ④ 当院の診察券（受診歴のある方）
- (5) 病院は、検査終了後に報告書を紹介元医療機関へ郵送する。
- (6) 病院はフィルム、CD-R の出力は依頼があれば行う。
- (7) CT 及び MRI については、病院では患者への検査結果の説明は実施しないので、依頼先の医師より郵送された報告書をもとに患者に対して検査結果を説明すること。また、病院での診療が必要な場合は、あらためて当該診療科あてに紹介すること。
- (8) CT 及び MRI 以外については、診察後の検査となるため、患者に対して説明し、紹介先へ報告する。

附則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日に遡り施行する。

別紙①

共同利用高額医療機器の使用状況

(令和5年4月～令和6年3月)

検査名	直接紹介	間接紹介	その他	合計
MRI	350	924	2,544	3,818
CT	472	2,540	7,691	10,703
腹部エコー		172	1,482	1,654
マンモグラフィー		200	218	418
X線テレビ		35	109	144
血管造影撮影措置		53	105	158
GF		492	1,646	2,138
CF		291	467	758
ERCP		74	106	180
BF		17	12	29
ESWL		2	13	15

別紙②

	医療機関名	開設者名	住所	主診療科	経営上の関係
1	原田病院		阿南市富岡町あ石14-1	整	無
2	森本内科胃腸科		阿南市富岡町あ石16-1	内	無
3	杜のホスピタル		阿南市見能林町中築溜1-1	精神	無
4	岸医院		阿南市富岡町トノ町54-1	小	無
5	三谷内科		阿南市富岡町東仲町313-2	内	無
6	井原医院		阿南市見能林町中かうや9-1	内	無
7	殿谷整形外科医院		阿南市津乃峰町戎山149-75	整	無
8	木下産婦人科内科医院		阿南市学原町上水田11-7	産婦	無
9	和田胃腸科内科医院		阿南市西路見町元村7-7	胃腸	無
10	廣瀬医院		阿南市上中町岡293-1	内	無
11	むらかみ内科循環器クリニック		阿南市羽ノ浦町宮倉太田35-2	内	無
12	生野外科胃腸科		阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ15-1	外	無
13	益崎胃腸科内科医院		阿南市那賀川町赤池178-2	内	無
14	村上内科外科医院		阿南市那賀川町中島482	外	無
15	富永医院		阿南市羽ノ浦町中庄市49-3	内	無
16	井坂クリニック		阿南市津乃峰町長浜376-1	内	無
17	けんなんメンタルクリニック		阿南市日開野町筒路15-1阿南開発ビル5F	心療内	無
18	島内科眼科医院		阿南市富岡町東新町99	内	無
19	阿南天満クリニック		阿南市上中町南島325-1	内	無
20	瀧内科外科医院		阿南市才見町屋那婆24-1	内	無
21	原田医院		阿南市桑野町岡元5-1	内	無
22	岩城クリニック		阿南市学原町上水田11-1	心療内	無
23	賀島眼科		阿南市富岡町玉塚5	眼	無
24	かじかわ整形外科		阿南市日開野町筒路19-14	整	無
25	あなん皮フ科クリニック		阿南市日開野町谷田511-2	皮膚	無
26	古川小児科内科医院		阿南市領家町土倉17-1	小	無
27	加茂谷診療所		阿南市加茂町野上30	外	無
28	健生阿南診療所		阿南市津乃峰町新浜12-2	内	無
29	那賀町立上那賀病院		那賀郡那賀町小浜137-1	外	無
30	日野谷診療所		那賀郡那賀町大久保字大西3-2	外	無
31	わだ内科		那賀郡那賀町和食郷字南川87-1	内	無
32	羽ノ浦整形外科内科病院		阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	整	無

阿南医療センター開放病床実施細則

(趣 旨)

第1条 阿南医療センター開放病床の運営手続等については、この細則により実施する。

(登録及び抹消手続)

第2条 登録医の指定を受けようとするものは、登録申請書(様式第1号)を阿南市医師会長に提出するものとする。

2 医師会長は、前項の登録申請書に推薦書を添え、阿南医療センター院長に推薦するものとする。

3 阿南医療センター院長は、医師会長から推薦のあった医師につき、登録医の指定を行なう。

4 登録の抹消は、本人の申請(様式第3号)をもって喪失するものとする。

(登録医の診察)

第3条 登録医の診察は、阿南医療センターの受付に申し出た後、看護師詰所に声かけし、担当の看護師を同行し行なうものとする。

2 診察に際しては診察時間及び診察記録を診療録に記載するが、治療については、直接指示を行なわないものとする。

(入院及び退院)

第4条 入院にあたっては緊急の場合を除き、登録医は紹介状等により病院医師の許可を得て入院させるものとする。

2 退院にあたっては、担当医は登録医と退院の時期及び退院後の治療方針を協議するものとする。

(高額医療機器の共同利用)

第5条 登録医は、病院担当医の行なう診療業務について高額医療機器の共同利用をしようとするときは、あらかじめ担当医にその旨申出るものとする。

(症例検討会への参加)

第6条 登録医は、阿南医療センターの症例検討会に参加しようとするときは、関係診療科の診療部長又は担当医に事前に申出るものとする。(資料の持出し禁止)

第7条 登録医は、共同診療に係る患者の診療録、フィルム等一切の資料の持ち出しはできない。

附則

この細則は、令和元年5月1日から実施する。

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙③のとおり

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	13 回
(2) (1) の合計研修者数	621 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無
 イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	医師	整形外科	院長	43 年	教育責任者
	医師	泌尿器科	副院長	31 年	
	医師	内科	副院長	37 年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

学術講演会開催記録 令和5年度

別紙③

例会	月日(曜日)	演題	講者	座長	参加人数
令和5年6月	6月14日(水)	「心血管イベント抑制に向けた糖尿病治療 ～循環器内科医の視点から～」			50名
7月	7月12日(水)	「悪性リンパ腫治療の実際」			53名
8月	8月9日(水)	「糖尿病合併高血圧患者に対するARNIへの期待」			69名
9月	9月4日(月)	「大腿骨近位部骨折に対する早期手術と二次性骨折予防」			49名
		「内科医も知っておきたい、神経障害性疼痛を来す 高齢者脊椎疾患とその手術適応」			
		「歯科領域での肝炎ウイルス感染の現状と課題」			38名
10月	9月6日(水)	「徳島県の肝硬変、肝がん死亡率の低下達成のための 打ち手はどう考えるか？」			58名
		「CKD診療ガイドライン2023からひも解くCKD診療の新展開」			
		「喘息診療update～最適化治療を目指した 当院での取り組み～」			47名
11月	11月8日(水)	「アトピー性皮膚炎の病態と最新治療」			
		「胸部病変検出ソフトウェアの使用経験」			17名
		「今後の外来医療の方向性を展望する ～2024年診療・介護報酬改定に向けて～」			
12月	12月8日(金)	「関節リウマチの病態と薬物治療」			26名
		「RAとのoverlapも見のがさない、脊椎関節炎の病態と治療」			

例会	月日(曜日)	演題	演者	座長	参加人数
12月	12月12日(火)	「慢性腎臓病患者の紹介基準」 「CKD診療ガイドライン2023改訂のポイント ～病診連携におけるSGLT2阻害剤の役割を含めて～」			46名
1月	1月10日(水)	「潰瘍性大腸炎の診断と治療」			40名
	2月14日(水)	「これからの認知症治療」			93名
2月		「阿南市におけるCKD連携の構想について」			35名
	2月28日(水)	「慢性腎不全と治療方法について」			
		「腹膜透析診療に必要な連携とは」			

症例報告会

例会	月日(曜日)	演題	演者	座長	参加人数
令和5年9月	9月13日(水)	「新型コロナウイルス感染症の流行による看護への影響とその変化」			57名
		「新人助産師の分娩各期の到達目標設定による指導助産師の意識の変化～振り返り指導を通して～」			
		「アテゾリズマブ、ペバシズマブ併用療法が奏効している多発性肝細胞癌の一例」			
		「突然の低酸素血症、意識障害で発生した1例」			
		「右乳癌温存術後20年目にPaget病と多中心性DCISを発症した症例」 「高齢者脊椎変形の手術症例」 「(うつ病の)復職判定について」			

例会	月日(曜日)	演題	演者	座長	参加人数
令和6年3月	3月13日(水)	能登半島地震のDMAT災害派遣			42名
		胸腰椎移行部椎体骨折後の脊柱後弯を伴う首下がりに対して、ビラティスが有効した症例の経験			
		術後9年目に後腹膜と脊椎に転移をきたした胃癌の一例			
		急速に進行した呼吸不全と両側肺浸潤影を剖検した一例			
		大腿骨近位部骨折に対する早期手術とFLS -阿南医療センターでの取り組み- 「当院での地域連携の取り組み」 「がん撲滅を目指して～大腸がん編～」			

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室・講堂	226.89 m ²	(主な設備) 会議机・椅子・液晶プロセクター・マイク ホワイトボード・レーザーポインター 録音機・ビデオ
図書研究室	43.26 m ²	(主な設備) 会議机・椅子・書架・蔵書・パソコン・コピー機

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院 長
管理担当者氏名	事務長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		カルテ庫 フィルム保管庫 倉庫 資料室	移動ラック、書庫で 各資料を年度別に分類
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	医事課	
	救急医療の提供の実績	医事課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	管理課	
	閲覧実績	医事課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	病診連携室	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院 長
閲覧担当者氏名	事務長
閲覧の求めに応じる場所	事 務 長 室
閲覧の手続の概要 別紙④の通り	

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

診療録開示検討委員会要領

(根拠)

第1条 この規定は、『阿南医療センター個人情報保護推進委員会運営細則』

第10条に基づき定める。

第2条 この委員会は、『阿南医療センター診療録開示検討委員会』と称する。

(目的)

第3条 阿南医療センターに診療情報開示に関する事項を審議するために、

『診療録開示検討委員会』【以後委員会という】をおく。

第4条 診療情報の開示は原則として日本医師会の【診療情報の提供に関する指針】
に従って行う。

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

院長、副院長、診療部長、看護部長、医事課長、担当医、担当師長、
他に院長が指名する者とする。

第6条 委員会に委員長を置き院長が指名する委員がこれにあたる。

- ① 委員長が、会務を統括し、委員会を代表する。
- ② 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

第7条 この運営、運用管理は次のとおりとする。

(1) 対象者

原則として患者本人とする。代理人の場合は、6親等内の親族とする。

(2) 相談窓口

外来患者は医事課長、入院患者は病棟看護師長が窓口となる。

(3) 手続き

開示申込書を書いてもらい委員会又は、院長決済を受け、一週間程度後の閲覧日を連絡する。

(各種必要書類)

イ 開示申込書

ロ 委任状

ハ 免許証又は、パスポート、謄本、保険証等の身分証明のできるもの

(4) 閲覧方法

担当医師、事務立ち会いのもとに応接室にて閲覧する。

(5) 拒否権

正当な理由があれば拒否権行使もありうるが、その際は理由の正当性を本委員会にて検討する。

(6) 料金

カルテ開示基本料 2,200 円(税込み)

コピー(片面) 1 枚につき 32 円(税込み)

X 線写真(CD) 1 枚につき 550 円(税込み)

(7) 平成 12 年 4 月 1 日以降の診療について開示を行う。

(補足)

個人情報保護委員会の下部小委員会とする。

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2 回	
委員会における議論の概要		
(1) 第8回 阿南医療センター地域医療支援病院運営委員会 ○令和5年8月 ・阿南医療センター 地域医療支援病院運営委員会会則 ・阿南医療センター 地域医療支援病院運営委員会 委員一覧 ・令和4年4月～令和5年3月の紹介率、逆紹介率資料 ・令和4年4月～令和5年3月の共同利用高額医療機器の使用状況資料 ・令和4年度の学術講演会開催状況 ・救急当番表 ・阿南市消防署管内においての救急出動件数等について ・救急搬送患者の受入れ状況について (2) 第9回 阿南医療センター地域医療支援病院運営委員会 ○令和6年3月 ・令和5年4月～令和5年9月の紹介率、逆紹介率資料 ・令和5年4月～令和5年9月の共同利用高額医療機器の使用状況資料 ・令和5年度の学術講演会開催状況 ・救急当番表 ・阿南市消防署管内においての救急出動件数等について ・救急搬送患者の受入れ状況について		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（地域連携室）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	5,711 件
患者相談の概要	
介護保険についての説明 介護保険の新規申請・区分変更申請 介護保険施設への入所について 検査の説明 当病院への外来受診及び入院について 他病院・他施設への転機先について 自宅での療養について 当院・他病院の受診科について 医療費等について 身体障害者の手続きについて 患者からのクレーム対応 成年後見についての説明 メンタルヘルス相談	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式例第19-2) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定めた事項

都道府県知事が定めた内容
『該当なし』
実施状況

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・ ☒ 無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	☒ 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 勤務医の専門分野等の一覧を毎年更新し、郵送若しくは医師会員施設訪問を実地し 情報発信に努めている。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	☒ 有・無
・退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・ ☒ 無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	